

大阪公立大学における国際化の内部質保証に関する方針

2024年3月15日

国際化推進本部

1 趣旨

本方針は、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」(以下「内部質保証方針」という。)に基づき、国際化を担当する推進責任者(以下「推進責任者」という。)が実施する内部質保証に関し、必要な事項を定める。

2 自己点検・評価の実施

推進責任者は、国際化推進本部において、国際化に関する内部質保証を推進するため、「大阪公立大学大学評価基本方針」(以下「評価基本方針」という。)及び「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」(以下「自己点検実施要項」という。)に基づき、概ね3年ごとに自己点検・評価を行う(内部質保証方針の4(1))。また、その前提として、内部質保証方針の4(2)に基づき、国際化の状況について恒常的かつ継続的に点検・評価を実施する。

3 自己点検・評価の内容

概ね3年ごとに実施する自己点検・評価は、自己点検実施要項に基づき実施する。

4 点検・評価の体制

内部質保証の推進のため恒常的かつ継続的に実施する点検・評価は、学部・学域、研究科及び機構(以下「部局」という。)毎に実施したうえで、国際化推進本部が全学的に評価する。各項目の点検・評価にあたっては、各推進本部が保有するデータを活用する。

5 点検・評価の項目

内部質保証の推進にかかる点検・評価の項目は、次のとおりとする。なお、(1)及び(2)については国際化推進本部が直接点検・評価を実施する項目とする。

(1) 教育・研究における海外協定校等との連携状況

(2) 国際化に向けた実施体制及び支援・推進体制の整備(外国人研究者支援スタッフの配置状況、海外からの研究者・留学生向け宿泊施設の整備状況など)

(3) 教育・研究に関する国際化戦略方針の立案状況

各部局は、全学の国際化戦略方針(大学院留学生の受入数拡大、外国人研究者の(短期)受入数拡大)を達成するため、部局の状況に応じた国際化戦略方針を立案するものとする。

(4) 国際化戦略方針に基づく各活動状況及び成果

部局の状況に応じて以下の項目の中から各部局に適合する項目を選択することとし、国際化推進本部が必要と認める場合は、部局独自の特色を活かした点検・評価項目を定めることも可能とする。なお、評価に際して各項目の評価ウエイトは部局が独自に設定できるものとする。

教育に関する国際化の項目例	英語のみで学位取得可能なコースの設置状況、国際色のある教育プログラム・授業の設置状況、海外でのプログラム実施状況、海外からの留学生受入状況（非正規生含む）、海外からの教員受入状況、ダブルディグリーの導入状況など
---------------	---

研究に関する国際化の項目例	短期招へいプログラムの活用状況、パイロット的取組の実施状況、国際シンポジウム・学会等の活動状況、海外からの教員・研究員等受入状況、海外機関との国際共同研究状況、国際共著論文数・比率、海外への教員・研究員等派遣状況など
---------------	--

(5) 上記のほか、国際化推進本部が必要と認めた事項を点検・評価の項目として加えることができる。

6 点検・評価の実施方法

推進責任者は、全学的に実施する学生調査、アンケートや各部局が保有する各種資料を活用するほか、必要に応じて関係者（教職員、学生、卒業生・修了生等）から国際化について意見を聴取するものとする。あわせて、法人評価、教員活動点検・評価等の学内の他の評価及び第三者評価の結果を自己点検・評価及びその前提として恒常的かつ継続的に実施する点検・評価に活用する。

7 点検・評価基準

恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の基準は、次のとおりとする。

- (1) 海外協定校等との交流状況を把握し、有効に活用していること。
- (2) 国際化に必要な体制を整備し、機能していること。
- (3) 教育・研究の国際化に関して各部局の特色や事情に鑑みた国際化戦略方針が定められていること。
- (4) 教育・研究の国際化戦略方針に基づき、その活動が行われ、成果を上げていること。

8 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 恒常的かつ継続的な点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合、評価基本方針及び「大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針」に基づき、推進責任者は、その措置について検討を行い、改善方策及びスケジュールを策定する。策定した改善方策等を大阪公立大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）に報告する。
- (2) 推進責任者は、大阪公立大学内部質保証会議より要請を受けた改善計画を実施し、大学評価委員会に改善の実施状況を報告する。

附 則

この方針は、2024年4月1日より施行する。